一、有限社団法人桜花ノ件

理由

本会ハ従来有志者ノ間ニ於ケル会合ニ止リ会則ノ設ケモナク又会員ノ出入モ自由ニシテ会ノ体裁ヲ具ヘサリシカ今般会則ヲ改正シ会員ノ資格ヲ定メ且ツ会ノ組織ヲ変更シテ有限社団法人ト為シ会ノ目的ヲ達スルニ適当ナル設備ヲ為サントスルモノニシテ其ノ目的タル国家ノ為メ有為ノ人物ヲ養成スルニ在リ其ノ事業ハ毎年春秋二季ニ於テ講演会ヲ開キ又ハ雑誌ヲ発行シ以テ会員ノ智識ヲ啓発スルニ在リ其ノ資産ハ会員ノ醵金ヲ以テ之ヲ維持スルモノニシテ其ノ資産ノ基礎確実ナリト認メラルルヲ以テ之ヲ許可シテ可ナリト思料ス

一、財団法人海軍協会ノ件

理由

海軍ニ於テハ従来一般ニ海軍ニ関スル事項ヲ研究シ又ハ海軍ニ関スル智識ヲ普及スル為メ海軍有志者ノ間ニ於テ会合ヲ催シ来リシカ今般之ヲ拡張シテ海軍ニ関スル諸般ノ事項ヲ調査研究シ且ツ海軍ニ関スル智識ヲ普及スルノ目的ヲ以テ財団法人海軍協会ヲ設立セントスルモノニシテ其ノ目的ヲ達スルニ適当ナル組織ヲ為シ且ツ之ニ必要ナル資産ヲ有スルモノト認メラルルヲ以テ之ヲ許可シテ可ナリト思料ス

一、平和記念博覧会ノ件

理由